

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		さいたま市風致地区内における建築等の行為
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例
条 項		第5条
所 管 課		都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課（電話：646-3179）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例に係る指導指針（平成15年3月3日さいたま市都市計画部長決裁） ※建築物の高さ、植栽についての指導のみであり、基本的な指導は、条例による。
	備 考	